

令和元年第2回美祢市議会定例会会議録（その4）

令和元年7月4日（木曜日）

1. 出席議員

1 番	末 永 義 美	2 番	杉 山 武 志
3 番	戎 屋 昭 彦	4 番	猶 野 智 和
5 番	秋 枝 秀 稔	6 番	岡 山 隆
7 番	高 木 法 生	8 番	三 好 睦 子
9 番	山 中 佳 子	10 番	岩 本 明 央
11 番	下 井 克 己	12 番	秋 山 哲 朗
13 番	徳 並 伍 朗	14 番	竹 岡 昌 治
15 番	安 富 法 明	16 番	荒 山 光 広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石 田 淳 司	議会事務局係長	阿 武 泰 貴
議会事務局主任	篠 田 真 理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西 岡 晃	副 市 長	波佐間 敏
教 育 長	岡 崎 堅 次	病院事業管理者	高 橋 睦 夫
代表監査委員	重 村 暢 之	総 務 部 長	田 辺 剛
総合政策部長	藤 澤 和 昭	地方創生監	藤 澤 由 文
市民福祉部長	杉 原 功 一	建設農林部長	志 賀 雅 彦
観光商工部長	西 田 良 平	美東総合支所長	東 城 泰 典
秋芳総合支所長	鮎 川 弘 子	教育委員会事務局長	金 子 彰
上下水道局長	白 井 栄 次	病院事業局管理部長	安 村 芳 武
消 防 長	松 永 潤	総務部総務課長	竹 内 正 夫
総務部財政課長	佐々木 昭 治	市民福祉部市民課長	中 嶋 一 彦
市民福祉部生活環境課長	古 屋 敦 子	市民福祉部地域福祉課長	池 田 正 義
市民福祉部高齢福祉課長	古 屋 壮 之	観光商工部商工労働課長	西 村 明 久
選挙管理委員会事務局長	細 田 清 治	教育委員会事務局 教育総務課長	河 村 充 展

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 6 6 号 美祢市手数料条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 6 7 号 美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 6 8 号 美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 報告第 6 9 号 美祢市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 6 2 号 令和元年度美祢市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 6 3 号 令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 6 4 号 令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告について
- 日程第 1 0 議員派遣について
- 日程第 1 1 議案第 7 0 号 美祢市教育長の任命について
- 日程第 1 2 議員提出意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日、配付してございますものは、事務局から議事日程表（第4号）及び議員派遣一覧、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、秋枝秀稔議員、岡山隆議員を指名いたします。

日程第2、議案第66号から日程第8、議案第64号までの計7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 末永義美君 登壇〕

○総務民生委員長（末永義美君） ただいまより、去る6月28日に開催いたしました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案6件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、議案第63号及び67号から第69号の4件については、全会一致にて原案のとおり可決されました。

また、議案第64号及び第66号の2件については、賛成多数によって原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告いたします。

まず、議案第68号美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、改正により施設の休業日が増え、ひと月分の稼働率が変わってくるが、指定管理料に影響するのかなどの質疑に対し、執行部より、休業日を設けても火葬の受付業務などは行っており、指定管理料については余り影響がないものと思っていますとの答弁がありました。

このほか、委員から質疑がございましたが、内容については割愛させていただきます。

次に、議案第64号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算について、委員より、電算システム改修委託料は、消費税が上がることに伴い改修するのなどの質疑に対して、執行部より、消費税率の改正にあわせて介護報酬の改正が予定されており、それに対応させるためのシステム改修となっていますとの答弁がありました。

なお、そのほかの所管事項について委員より質疑がございましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員長の委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、去る7月1日に開催しました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案第62号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第3号）について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がなされましたので、その内容について主なものを御報告いたします。

まず、委員より、大嶺高校記念体育施設管理運営事業における施設整備工事費が教育費で計上されている。消防施設改修工事との説明があったように思うが、確認のため再度お尋ねするとの問いに対し、執行部より、大嶺高校記念体育館を一般開放するために、火災報知機等の設備を設置するための経費ですとの答弁がありました。

次に、委員より、歳入において、生活困窮者就労準備支援事業補助金として国庫支出金があるが、就労に向け、何名程度を想定されているのかとの問いに対し、執行部より、このたびは、生活保護受給者の健康管理支援を目的としておりますが、現時点での支援対象者数は未定ですとの答弁がありました。

なお、その他において、広報の配布のあり方について、委員より多くの質疑がありましたが、議長に相談の上、別の場所で改めて議論することとなりましたので、詳細については割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えます。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。徳並議員。

○13番（徳並伍朗君） さきの予算決算委員会のときに、私は、お願い並びに聞いてみたいことがあるがということで、お話をさせていただきました。

実は、それは、先ほどあったように、教育経済委員会が議題がなかったということで、私も、その場では質問ができなかったわけではありますが、予算決算委員会がありますので、少しは関係があるからということでお話をさせていただきましたし、また、いろいろと当日は、予算決算委員会以上に話が進んだような気がいたしておりますが。

実は、きょうは市長が出て来ておられるということで、お話をお願いをしたいというふうに思っておりますが、実は、これは、於福の町内の囑託員から私のところに、お願いということでお手紙をいただいたわけではありますが、ちょっと読んでみたいと思います。

別紙、美祢市長宛て書簡のように、6月号から、於福公民館だよりと於福小学校だよりが戸別配布から班内回覧になり、大変に驚き、憤慨しております。この二つのたよりは、地域を守り、未来を育てる重要なツールで、班内回覧では全く目的を果たせないと考えます。私が考える詳細は書簡にしています。他の地域でも同じような思いがあろうかと推測します。共和支所、伊佐支所などの公民館では、同じように住民からの声が上がっているとも聞いています。於福地区以外の声も調査いただき、本来あるべき姿のもとの姿に戻すことを再検討してくださる

ようお願いします。

これは、さきの議会報告会においては、美東の綾木公民館において、この話も出たわけでありましたが、公民館だより、あるいは小学校だより、中学校だよりも出ておるわけでありましてけれど、これは学校、あるいは公民館と地域を結ぶ、血管で言えば大動脈なんですね。決して、毛細血管ではないというふうに思うわけでありまして。これを切るということは、学校を切るか、学校を潰すか、地域を潰すかっていうことになりかねないというふうに、私も危惧をしているところであります。

ぜひとも、今までどおりに、財政の何とかとか、あるいは煩雑さということでありましようけど、今までどおりやっていただく。これは、絶対に大事なことだろうというふうに思っておりますが、市長のお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（荒山光広君） ただいま徳並議員のほうからありましたけども、さきの予算決算委員会のその他の項で、今の件について、いろいろと話が出たというふうに伺っております。

一言申しますけれども、今、徳並議員のほうからの囑託員という御発言がありましたけれども、今、美祢市は区長制度をとっておりますので、区長だろうというふうに思います。市長に求められますか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 一旦、予算決算委員会の委員長に対する質疑の時間ですから、一旦打ち切っていただいて、ちょっと別件でやらせていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（荒山光広君） わかりました。予算決算委員長報告に対する質疑は、その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） ないようでしたら、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） それでは、先ほどの——竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 申しわけないです、時間とっていただきまして。

去る予算決算委員会のその他の中で、まず、今のように徳並議員から、地元の区長からのお手紙をいただいたということから発言が始まりました。そして私、それ

から秋山議員ほか、多くの議員の皆さん方から、この件につきましてはいろんな意見が出てまいりました。

私も先だって、美祢市社会福祉協議会の理事会の席でお聞きをしたんですが、副市長宛てに文書で申し入れをしたという話を聞いております。

それから我々、伊佐地区社協といたしましても、大変このことについては危惧しておりますし、たまたま、今朝も出るときに玄関に回覧がありました。そして警察署、それから小学校、中学校、そして公民館、それからもう一つ県だったと思うんです。ほとんど中身を見ないままに渡してきました。

なぜかといったら、きょう家内もおりませんし、私もおらない。ということになりますと、回覧はひよっとしたら、きょう晩、もしくは晩もちょっとおりませんから、あしたになるということになりますと、回覧が十数件回るわけですから、遅いとよくお叱りを受けるんですね。したがって、もう見もしないまま、どこどこが来たかなぐらいしか見てません。そして、隣の家にもう持ってまいりました。これが現状なんです。

これで私は——徳並議員は教育面からお話をされました。私は、国民全員が知る権利があるじゃないかという面からもお話を申し上げました。また、秋山議員からも、るる説明がありましたが、そうした、皆議員が地元の方々からいろんな苦情を聞いてるんですよ。したがって、このことについては徳並議員と同じです。今までどおりできないか。

我々は、区長の負担が大変だということで、40件近くありますんで、3班に分けて班長さんがやってるんですよ。そうした、お互いに工夫しながら今日までやってきた。

やっぱりこれは、それぞれの区において、工夫しながらやって取り組んできたわけでありますので、ぜひ、たくさんの要望がありますので、ここで、もとに戻すというような御決断をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 先にどうですか。所管のほうで、何かまとめられておるといふふうに伺ってますけど、どうしますか。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） それでは徳並議員、竹岡議員、また予算決算委員会で多くの議員から御質問、また御意見をいただいております、この広報についての件でござ

います。

市では、5月28日付で各区長さん宛てに、文書の配布方法変更についてのお願いを出したところでございます。

6月から、広報「げんきみね。」、「みね議会だより」、県広報誌「ふれあい山口」以外の文書については、順次班回覧に変更し、その他、全戸配布が必要な文書がある場合は、その都度、全戸配布とする旨をお願いをする周知を出したところでございます。

文書のとおり、「げんきみね。」等3誌以外について、全戸配布を禁止する趣旨ではなく、必要に応じて全戸配布を認めるというか、可能というようなものでございましたけれども、しかしながら、一方的に禁止をしているかのような誤解を与えてしまった。また、事前に説明が十分になされずに文書を出してしまったということで、また、さらに問い合わせに関しまして、執行部の対応が適切ではなかったという点が問題点として挙げられ、この件につきましては、この場をお借りして深く反省をし、おわびを申し上げる次第でございます。

市民に、必要な情報をより適切に伝達する広報は、極めて重要な業務と認識している中であって、全戸配布の見直しといった重要な方針決定について、関係部局及び関係者の皆様と十分な調整が行われていなかったということでございます。大変、丁寧さを欠いた事案だったというふうに深く反省をしておるところでございます。

このような反省を踏まえて、今後、広報文書の配布についてでございますが、地域においては、それぞれの歴史や文化、住民とのつながりなど、さまざまな事情があることから、地域の主体的、自立的な判断に委ねるべきだというふうに考えております。

具体的には、区と発行元が調整され、公民館だよりや学校だより、あるいは駐在所だよりを全戸配布されることについては、地域それぞれにある発行元の判断に委ねたいと、また、尊重したいと考えております。

社会福祉協議会が出されております「美祢市社協だより」のように、市民にとって、必要かつ重要な情報が多く記載されている文書につきましては、その団体と市との関係性や役割分担などから、従前どおりの全戸配布をこれからも行ってまいりたいというふうに思っております。

先ほど、竹岡議員が申されましたとおり、従前の方式に変えて、地域の判断を尊

重らせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいでしょうか。その他、この件よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） それでは、この件は終わりたいと思います。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。教育経済委員長、総務民生委員長、予算決算委員長から申し出を受けております委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第66号美祢市手数料条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案は、消費税増税に伴う改定なので反対いたします。日本共産党は、今の消費不況の中で消費税10%増税に反対しています。したがって、この議案に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認めます。

これより、議案第66号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第67号美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第67号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第68号美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第68号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第69号美祢市火災予防条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第69号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第62号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第63号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第63号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第64号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この64号の議案に反対いたします。

これは、消費税増税に伴うシステム改修ということなのですが、そういうことで反対いたします。

増税分を介護報酬の引き上げに充てるとの説明がありましたが、消費税増税分を介護報酬に充てるものではないと考えます。そもそも介護報酬は、2018年、去年でしたかね、引き下げられています。それを今回、介護報酬を充てて、消費税分の増税分を充てるということには全くおかしなことで、この議案に反対いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第64号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告についてを議題といたします。

この際、特別委員長の報告を求めます。少子高齢社会対策調査特別委員長。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 登壇〕

○少子高齢社会対策調査特別委員長（猶野智和君） ただいまより、去る7月1日開催の少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

このたびは、本特別委員会に先立ち、去る5月30日及び6月26日に、少子社会対策分科会を開催しておりますので、まず、その内容について、分科会長に報告を求めました。

分科会長より、本分科会では、美祢市子ども・子育て支援計画に基づき、平成27年から5カ年計画で実施されてきた各種施策の実績数値を参考に協議を重ね、さらに、市民福祉部地域福祉課にも御説明をいただき、各委員より新たな提言が出されたところです。次回開催までに、分科会として提言案をまとめるように取り組むこととしていきますとの報告がありました。

この報告に対して、委員より、分科会として独自調査や政策に対するの討論などがあったのかとの質問に対し、分科会長より、資料提出を受けた記録をもとに、意見の交換や討論を行いましたとの回答がありました。

以上で、少子高齢社会対策調査特別委員会につきましての委員長報告を終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 少子高齢社会対策調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告についてを終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、お手元に配付いたしたとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣をすることに決し

ました。

さらに、お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前11時56分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の2）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。この際、日程第11及び日程第12を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、日程第11及び日程第12を日程に追加することに決しました。

日程第11、議案第70号を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、令和元年第2回美祢市議会定例会に提出いたしました議案1件について、御説明を申し上げます。

議案第70号は、美祢市教育長の選任についてであります。

これは、美祢市教育長岡崎堅次氏が、本年7月28日をもちまして任期満了となることから、新たに、中本喜弘氏を令和元年7月29日から令和4年7月28日ま

での3年間、美祢市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第70号美祢市教育長の任命についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第70号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第70号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

中本喜弘さんの御入場をお願いいたします。

〔中本喜弘氏 入場〕

○議長（荒山光広君） 中本喜弘さんには、ただいま議会におきまして、美祢市教育長の任命について同意されましたので、本席からお知らせいたします。

この際、中本さんより御挨拶の申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

○（中本喜弘氏） 荒山議長から、一言御挨拶を申し上げることをお許しいただきましたので、一言皆様に御挨拶を申し上げます。

西岡市長の御提案、そして、議会の皆様方の御同意をいただいて、岡崎現教育長の後を継いで任に入ることとなります。

教育長として、美祢市政発展と美祢市民の幸せを願って、全身全霊をささげて教育長に当たることを、ここでお誓いを申し上げます。

荒山議長様初め市議会の先生方、そして、西岡市長を初め執行部の皆様方に、特段の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げて、甚だ意を尽くしませんけれども、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（荒山光広君） ありがとうございます。それでは、中本さんには御退場をお願いいたします。

〔中本喜弘氏 退場〕

○議長（荒山光広君） 日程第12、議員提出意見書案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。高木法生議員。

〔高木法生君 登壇〕

○7番（高木法生君） それでは、議員提出意見書案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての提案説明を申し上げます。

これは、本日提出するものであり、賛成者は、末永義美議員、戎屋昭彦議員、猶野智和議員であります。それでは、意見書案を読み上げて提案理由とさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の

保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月4日、山口県美祢市議会議長荒山光広。

提出先は、内閣総理大臣安倍晋三様、総務大臣石田真敏様、財務大臣麻生太郎様、農林水産大臣吉川貴盛様、国土交通大臣石井啓一様でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議員の皆様のお賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔高木法生君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出意見書案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔高木法生君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第1号は

委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出意見書案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提出意見書案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

この際、岡崎教育長から御挨拶の申し出がありましたので許可いたします。岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、まだ3週間、任期を残しておりますけれども、退任の挨拶をさせていただけたらと思います。

3年前の7月、西岡市長から美祢市の教育長という大役のお話をいただき、身に余る思いで引き受けたのを思い出します。

就任時、私は三つの柱、一つは学力向上、二つ目はコミュニティ・スクールの充実、三つ目は小・中学校の統廃合の推進、この三つの柱ということで教育長を引き受けました。

その当時に、もう一つ、思っていたことがあります。

それは、私が学校現場にいたときに、市内の小中学校が疲弊感を持っているということでありました。その学校現場におったときの疲弊感を何とかしたいなという思い、これに取り組んでまいりました。

3年間の中で、大きな花火を打ち上げることはありませんけれども、この疲弊感を何とかしたいという思いで進んでいく中で、西岡市長が、教育充実都市を施策の中心施策ということで言うていただきました。

そのおかげもありまして、この疲弊感をなくすために私が取り組んだのは、ALTの増員、それから学習支援員、複式学級の支援教員、特別支援の介助員、学校図書館の支援員、業務アシスタント、部活動の指導支援員、こういった数々のマンパワーである人材を配置することができました。このことは、学校の元気というか、

疲弊感を飛ばす大きな原動力になったものだというふうに自負しております。

また、ちょうど働き方改革がありました。その中で、私は、さまざまな事業や取り組みの見直しをかけて、取りやめるものは取りやめる、やめるものはやめるということで、スリム化を図ってまいりました。その成果で、先ほど言いましたように、学校現場に少しずつ元気を取り戻されたというふうに思っております。

つまり、先生方が子どもたちに向き合う時間がしっかりとれた学校づくりができてきたのではないかなというふうに思っております。

もう一つ、私が教育長として取り組んだことは、私の教育理念でもありますけれども、「一つの熱心、全ての熱心」、この教育理念のもと取り組んでまいりました。

この言葉は、「一つの熱心」、各それぞれの校長先生方にいつも話をしてまいりましたが、学校が元気を出すためには、その「一つの熱心」、例えば、よく学校には、子どものためになるからってという提案であったり、話がよくきます。

たしかに、いろんな提案をもらって、子どものためになるからと聞くと、先生方は、何とかせにゃいけんなどという思いを持つわけですが、でも、子どもたちのためになるからという、この魔法の言葉で全部引き受けていくと、学校もしくは教育委員会はパンクしてしまいます。その中で取捨選択しながら、より効果のあるものを選びながらやっていく。

また、それぞれの学校には、それぞれの課題があります。その課題を解決していくためには、いろんなことをやるのではなくて、一番効果のある手法を用いて取り組んでいく、解決に向け向かっていく。それが「一つの熱心」であり、また、それぞれの学校には強みがあります。その地域の方の強みがあります。そういう強みが何かを見出して、そして取り組んでいく、熱心に一つに取り組んでいく。これができれば、おのずと「全ての熱心」につながる。「全ての熱心」というのは学校の輝きであり、学校が輝くということは、子どもたちが輝くということです。この「一つの熱心、全ての熱心」という理念のもとに私は取り組んでまいりました。

また、よく言われる言葉で、不易と流行という言葉があります。

流行の部分は今で言えばA I、それからI o T、I C T、英語教育、グローバル化に向けた取り組み、新学習指導要領に向けた取り組み、いろんなものが流行としてあるかもしれませんが、教育の不易の部分は、やっぱり教育を支える原点だろうというふうに思って取り組んでまいりました。

そういう意味でも、学校の元気が、私が勤めた3年間の中で、成果を上げてきたというのを本当に感じております。

最後になりましたけれども、教育委員会は、まだまだ未解決の案件を抱えております。ここにおられる議員の皆様や、それから市民の皆様の御理解と御協力を得ながら、これからも努力してまいりたいというふうに思っております。

教育委員会——話の中は、学校教育課の話のほうが多かったわけですけど、生涯学習課も含め、また文化財保護課の取り組みも含め、教育委員会のますますの御支援を賜りますようお願い申し上げます。

退任まで、あとまだ3週間あります。教育長として、精いっぱい最後まで尽くしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、退任に向けた挨拶にさせていただきます。大変、お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（荒山光広君） これにて、令和元年第2回美祢市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時16分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年7月4日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃